

誓約書

申請者(甲):
法人代表者:
住所:

一般社団法人こども宅食応援団(以下「こども宅食応援団」、または「乙」という。)の公募する「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(以下「本事業」という。)の助成申請、助成金の受領、並びに本事業の実施に関し、以下の各事項を誓約いたします。

1. 本事業について、以下のいずれにも該当しないこと。
 - 1.1. 法律・公序良俗に反する活動
 - 1.2. 営利を目的とする活動、特定の利害関係者のみを対象とした事業
 - 1.3. 個人的な活動や趣味的なサークル活動
 - 1.4. 政治活動や宗教活動を目的とする活動
2. 団体について、以下のいずれにも該当しないこと。
 - 2.1. 宗教活動、政治活動(政策提言活動は除く)を行う団体でないこと
 - 2.2. 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと
 - 2.3. こども宅食事業の他に宗教活動を行う団体の場合は、今回の対象事業と他の事業を区分して会計処理できること
3. 本事業の費目のいずれも、
 - 3.1. 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成(以下「他の助成等」という。)を受ける事業と同一事業かつ同一費目でないこと、
 - 3.2. または、他の助成等を受ける事業と同一事業かつ同一費目の場合でも、こども宅食応援団が定める区分経理を実施すること。(厚生労働省が定める「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業助成要領」(以下「厚労省助成要領」という。)2(3))
4. 以下の場合には、こども宅食応援団に事前承認を得ること。
 - 4.1. 本事業を中止し、又は廃止する場合
 - 4.2. 本事業に要する人件費の額が承認された計画額の130%超となる場合
 - 4.3. 本事業に要する消耗品費の額が助成決定額の総額の3割以上になる場合
 - 4.4. 本条に列挙する事象以外に、事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合
5. 厚労省助成要領6(9)に基づき、
 - 5.1. 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること、及び、
 - 5.2. 処分制限期間を経過するまでは、次に掲げる書類を保管すること。
 - ・ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類
 - ・ 助成決定通知書
 - ・ 助成額確定通知書
 - ・ 事業完了報告書類一式(控え)

6. 甲は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合（破産手続開始の決定及び事業の休止の場合を含む。）には、速やかに乙に報告して、その指示を受けなければならない。
7. 受領した助成金について、
 - 7.1. 適切な管理や経理を行い、目的外に使用しないこと。
 - 7.2. 万が一、目的外の使用が認められた場合は、助成金の返還に応じること。
8. 以下に定める規程を遵守すること。
 - 8.1. 厚労省助成要領
 - 8.2. 助成申請時に書面または電子フォームで誓約した内容
 - 8.3. こども宅食応援団「全国こども宅食実施団体への活動助成事業公募要綱」
 - 8.4. こども宅食応援団「[全国こども宅食実施団体への活動助成事業] 補足要綱 および申請・実施報告マニュアル」
9. 以下の事項について合意致します。
 - 9.1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 9.1.1. 甲が本誓約書に違反し、乙が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合
 - 9.1.2. 資金使途計画に基づく本事業の実施が困難になったと乙が判断した場合
 - 9.1.3. 社員総会、株主総会その他の意思決定機関の構成、役員の変動、経営者の変動等により、甲の実質的支配関係が変化し、本誓約書制約時点における甲との同一性に重大な変更が生じたことと乙が判断した場合
 - 9.2. 乙が前項に基づき本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに甲に対して本助成金を交付しているときは、乙は甲に対し、期限を定めてその取り消した部分の本助成金の返還を求めるものとする。
 - 9.3. 甲は、前項の規定により本助成金の返還を求められた場合は、定められた期限内に当該助成金を返還しなければならない。
 - 9.4. 前三項に定める措置は、乙の甲に対する損害賠償請求権の行使を妨げない。
 - 9.5. 厚労省助成要領に定める助成金の返還に関する定めと本条項に定める内容に齟齬があった場合には、前者が優先して適用される。
10. 本事業についてのプレスリリースその他広告宣伝活動をおこなう際に、こども宅食応援団の法人名やロゴマークを掲載する場合には、あらかじめこども宅食応援団の同意を得るものとする。